



平成 28 年 2 月 29 日

各 位

東京都墨田区吾妻橋三丁目3番2号
株式会社ペッパーフードサービス
代表取締役社長CEO 一瀬 邦夫
(コード番号: 3053) 東証マザーズ
問い合わせ先 総務人事部長 猿山 博人
電話番号 03 (3829) 3210

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 28 年 2 月 29 日開催の取締役会において、下記のとおり定款の一部変更を行うことに關し、平成 28 年 3 月 29 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、現行定款第 31 条第 2 項及び第 42 条第 2 項の一部を変更するものがあります。なお、定款第 31 条第 2 項の変更に関しましては、監査役会の同意を得ております。

2. 変更の内容

(1) 変更の内容は下表の通りであります。

下線部は変更箇所

現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 31 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であったものを含む。)の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>社外監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 42 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2 当社は<u>監査役</u>との間で、会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>
---	---

(2) 当社定款に変更にかかる日程

定款変更のための株主総会の開催日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)
定款変更の効力発生予定日	平成 28 年 3 月 29 日 (火)

以上